

# 11月は児童虐待防止推進月間

- 『児童虐待かも?』『ちょっとおかしいな?』  
と思ったら『通告する』が国民の義務です。
- 自分が『虐待している?』『どうしたらいいの?』  
と思ったら『相談』してみましょう。  
手遅れになる前に迷わず相談・通告を!



→児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(いちばやく)  
※匿名でもかまいません。通告者の秘密は守られます。(児童虐待防止法・児童福祉法)

- 『子どもの命に関わるかも!』  
「今、目の前で暴力が行われている!」「子どもがひどいケガをしている」「異常な怒鳴り声、物音、激しい泣き声が聞こえる」「夜遅く幼児が一人で外にいる」

→こんなときはすぐ警察へ ☎110  
◆児童虐待とは、親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為です。たとえ親が子どものことを思って行った行為「しつけ」であっても、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。

## 虐待の4つの分類

○身体的虐待 ○ネグレクト ○心理的虐待 ○性的虐待

## 【児童虐待を防ぐには】

- 子育て中の悩みや不安  
あなたの気持ちをわかってくれる人たちがいます。
- ◆こども福祉課 子育て支援係 (☎53-1151・内線526)
- ◆奈良県中央こども家庭相談センター  
(☎0742-26-3788・24時間対応ダイヤル)

## 【オレンジリボン運動】

児童虐待防止の象徴としてオレンジリボンを広める市民運動です。栃木県で幼い2人の幼児が、同居する男に川に投げ込まれ死亡するという痛ましい事件が起こりました。このような事件が二度と起こらないようにと願いを込めて、オレンジリボンができました。

オレンジ色のリボンは、虐待をなくそう・子育てを見守り、お手伝いする意志のあることを示すマークです。



## STOP! コロナ差別 力を合わせて前へ!

### 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)を中心として、新型コロナウイルスに感染した人や医療機関関係者、外国人等に対するひぼう中傷や根拠のない差別的な書き込み等が広がっています。

新型コロナウイルス感染症に関連する、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。だれもが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただき、お互いに相手のことを思いやる気持ちを持っていただきますようお願いいたします。

また、国、県及び本市ホームページなどで、新型コロナウイルスについての正確な情報を入手するように努めていただき、冷静な行動をお願いします。



|                 |  |
|-----------------|--|
| ◆人権侵害を受けた時の相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○みんなの人権 110番(全国共通人権相談ダイヤル)(☎0570-003-110・平日8時30分～17時15分)</li> <li>○子どもの人権 110番(フリーダイヤル 0120-007-110・平日8時30分～17時15分)</li> <li>○女性の人権ホットライン(☎0570-070-810・平日8時30分～17時15分)</li> <li>○外国人のための人権相談(☎0570-090911・平日9時～17時)</li> </ul> |
|-----------------|--|

## 11/12(木)～25(水)は『女性に対する暴力をなくす運動』実施期間です。

### ～11/25は「女性に対する暴力撤廃国際日」～

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般的に親密な関係にある人(配偶者、内縁関係の夫や妻、恋人など)から振るわれる暴力のことを言います。大学生や高校生のような若者の間で起こるDVは「デートDV」と呼ばれています。

暴力には様々な形態があり、殴る、蹴る、物を投げるなどの身体的暴力や、大声で怒鳴る、脅す、無視するなどの精神的暴力、性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力、他に経済的暴力や社会的暴力、子どもを利用した暴力さえもあります。

DVは本来、安心安全であるべき家庭内で行われることが多いため潜在化、深刻化しやすく、まわりからも発見することが難しくなります。「夫婦とはこんなもの、いつか相手は変わってくれる、優しい時もある、自分が悪い」と、思っている人の多くは被害に遭いながらも「DV」だという自覚や認識のない人が多いのではないのでしょうか。

いかなる暴力も決して許されるものではありません。自分ひとりで解決しようと思わず、まずは相談してみませんか。

【ひとりで頑張らないで】=市では、女性が抱える様々な悩みについて女性相談専用電話を開設しています

DV・女性相談(☎52-6240)(土・日曜と祝日は除く、8時30分～17時15分)

【内閣府の相談窓口】=●DV相談ナビ: 10月から全国共通の短縮ダイヤル#8008(はれれば)が開設されました

従来の☎0570-0-55210は令和3年3月末まで

- DV相談+: (☎0120-279-889)・メール24時間受付・チャット相談12時～22時
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 全国共通短縮ダイヤル #8891(はやくワンストップ)(令和2年10月1日より運用開始)
- 性暴力に関するSNS相談『Cure time(キュアタイム)』

期間=令和3年1月30日(土)まで(12月29日～1月3日を除く) 相談受付=毎週 月・水・金・土曜 16時～21時

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間(相談無料・秘密厳守)

夫・パートナーからの暴力をはじめとして職場等におけるセクシャルハラスメント、ストーカー行為などの女性の人権に関わる問題全般について、人権擁護委員及び法務局職員が相談に応じます。

日時=11月12日(木)～11月18日(水) 8時30分～19時(土・日曜は10時～17時) 対象=県内在住の女性

電話番号=最寄りの法務局(☎0570-070-810)

http://www.jinken.go.jp/ (インターネット人権相談フォームに相談内容を記入して送信すると、後日最寄りの法務局が回答します。)

問合せ=奈良地方法務局 人権擁護課(☎0742-23-5457)

(人権施策推進課)